

慶弔に関する内規

平成 24(2012)年 3 月 17 日 理事会制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(総則)

第 1 条 公益社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)の慶弔に関しては、この内規による。

(香典の支出等)

第 2 条 会長は、以下の各号に該当する者の葬儀に際して、香典を支出し、また代表を派遣できる。

- 1) 本会の理事及び監事
 - 2) 本会の大会長
 - 3) 本会の委員長
 - 4) 本会の名誉会員
 - 5) (社)日本医学放射線学会等、関連学会の代表者又はそれに準ずる者
 - 6) その他、本会に多大の貢献のあった者
- 2 代表は、会長又はそれに準ずる者とする。
- 3 香典は、10,000 円とする。
- 4 遠隔地等で代表派遣が著しく困難な場合は、香典に代え弔電を送ることができる。
- 5 特に多大の貢献のあった者に対しては、供花を行うことができる。

(理事会への報告)

第 3 条 前条の香典支出、代表派遣、供花等を行ったときは、会長は理事会にその内容を報告しなければならない。

(会誌への追悼文の掲載)

第 4 条 会長経験者等、本会の運営に特別な貢献があった者が逝去した場合、会長は理事会の決議を経て、追悼文を本会機関誌「医学物理」に掲載できる。

(補則)

第 5 条 この内規の改正は、理事会の決議により行われる。